



保護者が確認済の場所での保育を徹底しましょう！

ベビーシッターを利用する保育場所は、乳幼児の自宅だけではなく、ベビーシッターの自宅や公園など公共の場も考えられます。

ガイドライン4(3)では、「**保育者は、乳幼児の自宅とは別の場所で保育する場合は、事前に保育場所を見学等させること**」と定められており、「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」でも保護者向けに保育場所の見学について説明しております。



保護者の中には、外出先や旅行先などでベビーシッターを利用されたいという方もいらっしゃるかもしれませんが、「**保育に適切な場所かどうかを保護者側で確認ができています**」ことを、保護者側から明確に申し出られていない場合は保育を引き受けるべきではありません。



保護者とやりとりをする中で、そのような利用を希望されていることがわかった場合は、ベビーシッター側からも注意喚起を促しましょう。